

故意不法行為事例における責任分配の 制約原理（2・完）

— Carol Mutter 論文からの示唆 —

岩 寄 勝 成

四 故意行為とそれに類する行為による場合

このようにMutter教授は、寄与過失と比較過失の背景にある考え方を指摘しつつ、結論として責任分担の公平性を重視すべきであるという立場を主張している。そのうえで、本稿の目的である故意不法行為と比較過失法理の関係については、次のように言及している。

まず、比較過失を採用している裁判管轄は一般的に、故意行為に比較過失法理を適用するのを拒否してきた⁴⁴、とMutter教授は指摘している。多

44 例えば、Finnigan v. Sandoval, 600 P.2d 123, 124 (Colo. Ct. App. 1979); Terrell v. Hester, 182 Ga. App. 160, 160, 355 S.E.2d 97, 98 (1987); Hebert v. First Guar. Bank, 493 So.2d 150, 155 (La. Ct. App. 1986); Florenzano v. Olson, 387 N.W.2d 168, 175-76 (Minn. 1986); Cruz v. Montoya, 660 P.2d 723, 728 (Utah 1983); Bradley v. Appalachian Power Co., 256 S.E.2d 879, 887 (W. Va. 1979); Schulze v. Kleeber, 10 Wis.2d 540, 545, 103 N.W.2d 560, 564 (1960)。だが、Comeau v. Lucas, 90 A.D.2d 674, 675, 455 N.Y.S.2d 871, 873 (1982) では、暴行 (battery) 事例において賠償額が比較過失で減額されるのが認められており、ニューヨーク州の比較過失法は、有責性のある行為という言葉に言及している。しかし、統一比較過失法に対するコメントでは、法律と判例は典型的にそのような行為には比較原理を適用しないので、故意の不法行為を統一比較過失法は外している、と述べている。12 U.L.A. 39, 42 (West Supp. 1990)。だが、この模範となる法律には故意不法行為に関

くの場合で比較過失法理は、過失に対する損害賠償責任の分配を取り扱っているが、それと同様に、故意不法行為の場合においても、制定法上の解釈の一つの場面に過ぎないとする⁴⁵。だが、伝統的な寄与過失法理は、暴行のような故意不法行為に対する損害賠償請求の訴えを禁止するものとして考慮されてきたことはなかった。このことは、故意行為が過失行為と程度において異なっているだけではなく、種類の点でも異なっているという見方を前提にしているから、という説明がなされている⁴⁶。

しかしながら、Mutter教授は、William L. Prosser教授が指摘している次のような場面に注目をしている。たとえば、被告が故意行為を原告に対して行うように挑発したことにつき原告に過失があるとされる場合であ

する特別な例外は用意されていない。むしろ、どの程度の過失でも、あるいはrecklessという言葉でも、包括的な用語による枠組みの中に含まれるとされている。Uniform Comparative Fault Act, §1 (b), 12 U.L.A. at 41 (West Supp. 1990)。実際に、故意不法行為に適用するかという前に、一般原理がコモモンローに適用されるべきであると司法が言及したとしても、統一比較過失法による捉え方を排除していない、と遠まわしに草案者はコメントしている。12 U.L.A. at 42。生活妨害のような不法行為において、過失や厳格責任を前提にする訴訟は、その統一比較過失法のもとでの比較の対象になるが、被告が故意に負傷させたと原告が主張する訴訟ではない、と草案者は意見を述べている。Id. Mutter教授は、本論文において、統一比較過失法が故意不法行為に適用されないとする明確な条項は的を得ている、と指摘している。

45 例えば、Colo. Rev. Stat. §13-21-111 (1) (1987); Mass. Gen. Laws Ann., ch. 231, §85 (West 1985); N.J. Stat. Ann. §2A: 15-5.1 (West 1987); Vt. Stat. Ann., tit.12, §1036 (Supp. 1989)。

46 Prosser and Keeton, *supra* note 9, §65, at 462。過失による損害と故意による損害の間の違いを明確にすることは難しい場合が多いので、比較過失法理は、少なくとも、いくつかの故意的な行為に対して拡張されるべきであると主張する研究者も存在している。Sobelsohn, *Comparing Fault*, 60 Ind. L.J. 413, 441-43 (1985); Dear and Zipperstein, *Comparative Fault and Intentional Torts: Doctrinal Barriers and Policy Considerations*, 24 Santa Clara L. Rev. 1 (1984)。

る。このような故意不法行為の場面に寄与過失法理を適用して処理をする
と、原告の損害賠償請求を認めるという結論になるであろう、と述べてい
る⁴⁷。寄与過失法理という伝統的な枠組みでは、原告の通常の過失は、被
告の悪質な行為に対する抗弁とはならなかったのであるから、被告による
故意行為を挑発したことに過失があったとしても、原告は損害賠償請求を
することができることになるというわけである。しかし、通常想定されて
いた故意不法行為事例での原告の寄与過失と、被告の故意行為をそそのか
したという原告の寄与過失とを同列に扱うことに対して、Prosser教授は
否定的な見解を述べている⁴⁸。その一方で、寄与過失法理においては、被
告の行為がwillful, wanton, recklessである場合、あるいは、ある裁判管
轄では重過失として被告の行為が特徴づけられる場合には、原告による損
害賠償請求は禁止されていない⁴⁹。そこで、比較過失法理が採用される場

47 Prosser and Keeton, *supra* note 9, §67, at 477-78. 原告の過失と被告の故
意を比較することを拒否しても、裁判所は、目的のある意図とかなりの確
からしさを認識した意図との間に、明確な線引きをしていない。
Restatement (Second) of Torts §8A (1976) は、意図とは、行為者の行為
結果を生じさせたいと行為者が熱望している心理状態だけでなく、結果
に対してかなりの確からしさがあると認識することである、と言及してい
る。

48 Prosser and Keeton, *supra* note 9, §65, at 462; §67, at 478.

49 Restatement (Second) of Torts §§481, 482 (1976); V. Schwartz, *supra*
note 14, §1, 2 (A), at 5. なお、willful, wanton, recklessは、Black's Law
Dictionaryにおいても説明されている法概念であるが、各概念が想定してい
る射程範囲が少し明確ではなかったように思われた。たとえば、willfulとい
う概念の説明と並行して、willful and wanton misconductという概念の説明
がなされていたり、wantonという概念の説明と並行して、wanton and
reckless misconductという概念の説明がなされているため、各概念がかな
り近く重複している内容を有していることが分かる。また、日本法におけ
る故意との対応関係であるが、民法よりも詳しく分類されている日本刑法
での故意概念で考えると、確定的故意に該当するのがintentであることはあ
る程度言えるように思えるが、不確定的故意の中の概括的故意や択一的故

合には、被告による悪質な行為が故意行為そのものとは言えない場合に、比較過失の抗弁として排除され続けるべきかどうか、あるいは、原告は減額された損害賠償請求しかできないとするべきかどうかを、裁判管轄は確定しなければならない。そもそも多くの寄与過失の枠組みでは、原告の寄与過失がその性質から悪質であるとされ得るという理由で、被告の悪質な過失に対する損害賠償請求でも禁止されているので⁵⁰、比較過失を採用する場合にも、過失がある原告の損害賠償請求が寄与過失法理の場合と同様に位置づけられるべきかどうか、事実認定者が一般的な制定法上の公式のもとで、原告の行為と被告の行為を比較だけするべきかどうかを決めなければならないというわけである。

裁判所は、通常の過失と同様に重過失の比較も、比較過失法理においても適用対象にすることにほとんど難しさはなかった。つまり裁判所は、比較過失法理に関する制定法が想定する領域内で、程度面で通常の過失とは異なる重過失も含まれると共通して認めているのである⁵¹。制定法ではなく、比較過失法理を支持する裁判所においても、比較の枠組み内に重過失

意という概念に、willfulやwantonが該当し、未必の故意にrecklessが該当するということに思われた。しかし、微妙に想定している場面に違いがあるため、もう少し慎重に検討する必要がある。ただし、reckless、wanton、willfulの順でintentに近い内容になっているということは、アメリカ法に関する諸文献の比較検討を通じて言えるように思われる。

50 Prosser and Keeton, *supra* note 9, §65, at 462.

51 例えば、Lane v. Reserve, 20 Mass. App. Ct. 659, 664-65, 482 N.E.2d 530, 533 (1985); Davies v. Butler, 95 Nev. 763, 602 P.2d 605, 610 (1979); Draney v. Bachman, 138 N.J. Super. 503, 510, 351 A.2d 409, 413 (1976); Corey v. Kocer, 865 S.D. 221, 233, 193 N.W.2d 589, 596 (1972); Danculovich v. Brown, 593 P.2d 187, 192 (Wyo. 1979)。だが、Johnson v. Tilden, 278 Or. 11, 14-15, 562 P.2d 1188, 1190 (1977) では、原告の比較過失は、被告の大きな過失とは相殺されない、としている。数は少ないが法律で、gross negligenceを特別に適用対象にする、としているものがある。Idaho Code §6-801 (Supp. 1989); Nev. Rev. Stat. §41-141 (Supp. 1988)。

は含まれる、としている⁵²。多くの裁判所は、故意による損害にはならなくても、比較過失法理は故意に類するような悪質な行為と評価されるタイプに適用されるべきことを認めて、willful、wantonあるいはrecklessの行為を、故意そのものとは言えないが、十分に非難されうる行為類型として見ているのである。このように考える裁判所によると、悪質な行為という概念が寄与過失法理のもとでコモンロー上の厳しい制約に服していることは、比較過失法理が登場しても、そのような寄与過失における捉え方は不要なものになる、としている⁵³。

だが、裁判所の中には、willful、wantonあるいはrecklessの行為は、過失とは質において異なると示しつつも、それぞれの裁判管轄での法律に従って、悪質な過失に対する責任が認められる被告の責任を減じるために、比較過失法理を使用するのを拒否しているところもある。例えば、Krivizanski v. Union Railroad Co.事件⁵⁴では、過失に対する損害賠償請求を認めるペンシルベニア州の比較過失法を解釈しつつ⁵⁵、被告である鉄道会社の行為がwillfulあるいはwantonの行為であると陪審が認定した場合でも、比較過失法理を適用しないと裁判所はしている⁵⁶。このKrivizanski事件の裁判所によると、ペンシルベニア州の従来の裁判所は、willfulない

52 例えば、Sorenson v. Allred, 112 Cal. App.3d 717, 725, 169 Cal. Rptr. 441, 446 (1980); Vining v. City of Detroit, 162 Mich. App. 720, 728, 413 N.W.2d 486, 489 (1987); Scott v. Rizzo, 96 N.M. 682, 687, 634 P.2d 1234, 1239 (1981).

53 Amoco Pipeline Co. v. Montgomery, 487 F. Supp. 1268, 1272 (D. Okla. 1980); Sorenson v. Allred, 112 Cal. App.3d 717, 725, 169 Cal. Rptr. 441, 446 (1980); State Farm Mut. Auto Ins. Co. v. Mendenhall, 164 Ill. App.3d 58, 60-61, 517 N.E.2d 341, 343-44 (1987); Vining v. City of Detroit, 162 Mich. App. 720, 728, 413 N.W.2d 486, 489 (1987); Martel v. Montana Power Co., 752 P.2d 140, 143 (Mont. 1988); Bielski v. Schulze, 16 Wis.2d 1, 18, 114 N.W.2d 105, 113 (1962).

54 357 Pa. Super. 196, 515 A.2d 933 (1986).

55 Pa. Stat. Ann. tit. 42, §7102 (Purdon 1982 & Supp. 1989).

56 515 A.2d at 936.

し wanton の行為、つまり reckless を含みつつ、しばしば結果に対して意識的に無関心を装う行為と重過失との間に線引きを長い間行ってきた、と指摘している⁵⁷。さらに、イリノイ州、ネバダ州、ニュージャージー州、ワイオミング州でも、willful ないし wanton の行為として被告の行為が特徴づけられても、損害賠償額の割当をすることは認められていない⁵⁸。このような見解の本質は、willful ないし wanton の行為は、故意の違法行為に非常に近い行為であるために、責任のある当事者は比較による減額の利益を受けるべきではない、というところにある⁵⁹。その一方で、比較過失法の範囲内に willful、wanton、reckless のような行為は含まれることは明らかであるとして、損害賠償額の減額の処理をしている裁判管轄も存在している⁶⁰。

この比較過失法理が適用される被告の過失に関する定義づけについて、

57 Id. at 936-37. 裁判所はまた、Restatement (Second) of Torts の §500 を根拠にしている。その §500 は、他者の安全性を無為にすることを reckless と定義づけ、認識された危機の段階的な変化という観点から過失と対比し、wanton あるいは willful な行為と recklessness は同義である、としている。515 A.2d at 937; Restatement (Second) of Torts, §500 and comment g.

58 Lubbers v. Norfolk & Western Ry., 147 Ill. App.3d 501, 515-16, 498 N.E.2d 357, 368 (1986); Davies v. Butler, 95 Nev. 763, 769-72, 602 P.2d 605, 610-11 (1979); Draney v. Bachman, 138 N.J. Super. 503, 515, 351 A.2d 409, 415 (1976); Danculovich v. Brown, 593 P.2d 187, 193-94 (Wyo. 1979).

59 Krivizanski, 515 A.2d at 936; V. Schwartz, supra note 17, §5.3, at 101. Schwartz 教授は、ミスのある行為を認識している、あるいは意図しているのと同義であるとして裁判所は解釈して、故意不法行為事例において比較しないというルールを設定している、と指摘している。だがほとんどの裁判所は、willful を wanton、あるいは reckless と同義に使用してきた。Schwartz 教授は、この概念は適切であるが、紛らわしいとしつつ、過失のある willful のある行為と説明しており、reckless として同じ方法で比較するように裁判管轄で取り扱われるべきである、と示唆している。V. Schwartz, supra note 17, §5.3, at 101.

60 Infra note 385.

統一比較過失法の草案者は、どのような程度であっても、身体やその他の財産に対する過失、およびrecklessという作為ないし不作為の行為が含まれる、として定義づけている⁶¹。さらに、アラスカ州、アイオワ州、ミネソタ州、ノースダコタ州、そしてワシントン州は、それぞれの州における比較過失法の中に、モデルとなる行為の定義を組み込んでいる⁶²。モデルとなる行為に関して草案者は、一般的に、willfulでwantonな行為とreckless行為を同等なものとしているが、特定の裁判管轄では、必要に応じてより特別な言葉が用いられている⁶³。インディアナ州の比較過失法では、過失とは、身体ないしその他の財産に対する過失、willful、wanton、あるいはrecklessとなる作為ないし不作為を含むが、故意行為を含まな

61 Uniform Comparative Fault Act, §1 (b), 12 U.L.A. at 41 (West Supp. 1990). 統一比較過失法の草案者は、in any measureという表現は、過失行為のあらゆる程度と種類を、特にリストにすることをせずに、適用対象にするように意図している、とコメントをした。Id. その草案者はまた、いくつかの州では、willfulあるいはwantonのミスのある行為と同じように、reckless行為という異なる名称を使っている、とも述べている。その定義付けは、追加的な言葉が必要とされているかどうか、あるいは、言葉がその目的に対して十分幅広く使用されているかどうか、という特定の状況でなされなければいけない、としている。Id.

62 Alaska Stat. §9.17.900 (Supp. 1988); Iowa Code §668.1 (1987); Minn. Stat. Ann. §604.01 (1a) (West 1988); N.D. Cent. Code §32-03.2-01 (Supp. 1989); Wash. Rev. Code Ann. §4.22.015 (1988). Gustafson v. Benda事件では、ミズーリ州の最高裁は比較過失法理を司法的に採用したが、その際、統一比較過失法の方法に従った、と述べられている。661 S.W.2d 11 (Mo. 1983). このため、おそらくミズーリ州は、故意による損害を除いて、あらゆる型の行為を比較しているのであろう、とMutter教授は指摘している。

63 Uniform Comparative Fault Act, §1 (b), 12 U.L.A. at 41 (West Supp. 1990). この法律の草案者は、いくつかの州では、willfulあるいはwantonというミスのある行為と同じように、reckless行為という異なる名称を使っている、とも述べている。その定義付けは、追加的な言葉が必要とされているかどうか、あるいは、言葉がその目的に対して十分幅広く使用されているかどうか、という特定の状況でなされなければいけない、としている。

い、という条項を用意して混乱を回避しようとしている⁶⁴。他方、アリゾナ州の法律は、故意 (intent)、willful、あるいはwantonによって負傷や不法死亡を生じさせたり、寄与したりした被告を支持するべきではなく、比較過失を主張する権利はそのような被告にはない、と述べている⁶⁵。あるいは、アーカンソー州、メイン州、そしてニューハンプシャー州では、被告の過失にはあらゆる悪質な落ち度のある行為が含まれるとして、recklessな行為も比較過失法理の適用対象になると各州の比較過失法において述べられている⁶⁶。

ちなみに、純粹型の比較過失を採用する裁判管轄において原告の悪質な過失と比較することを認めても、ほとんど意味はない。その理由は、比較過失法理での純粹型のもとでは、原告の過失の程度はまったく関係ないからである。それゆえに、重過失、reckless、あるいはwantonでwillfulであると評価される行為をした原告であっても、通常の過失の被告に対して

64 Ind. Code Ann. §34-4-33-2 (Burns 1986).

65 Ariz. Rev. Stat. Ann. §12-2505 (Supp. 1989).

66 Ark. Stat. Ann. §16-64-122 (1987); Me. Rev. Stat. tit. 14, §156 (1980); N.H. Rev. Stat. Ann. §507: 7-d (Supp. 1987). アーカンソー州法は、当事者が受けた損害の原因となっている法的な義務違反、不作為、危険引き受け、保証契約違反など、どのような行為も含むとして fault を定義づけている。Ark. Stat. Ann. §16-61-122 (c). おそらくこの定義は、故意不法行為事例でも比較する場合の正当化になりうるであろう。メイン州法は、不法行為責任を生じさせたり、あるいは、ここの議論とは別だが、寄与過失の抗弁を生じるであろう negligence、法律上の義務違反、あるいはその他の作為、あるいは不作為として、fault を定義づけている。Me. Rev. Stat. Ann. tit. 14, §156. このメイン州の定義よりニューハンプシャー州の定義付けのほうが、幅広い解釈を受け入れやすいものである。ニューハンプシャー州法は、単なる比較 negligence というよりも比較 fault をカバーするように、1986年に修正された。新しい法律では、故意の行為には満たない重度の過失に適用され、故意による損害賠償請求訴訟においても、比較が認められるように解釈され得るものと思われる。Jenkins, New Hampshire Tort Reform Legislation -Comparative Fault, 28 N.H.B.J. 99, 101 (1986).

損害賠償を請求することが許されている⁶⁷。そのうえでMutter教授は、問題は程度ではなく質において極端な過失の被告を減額することから除外するかどうか、という点になると指摘する。この純粹型においては、あらゆる被告の過失に対する訴訟において抗弁を生むことになるので、裁判で向かい合う原告と被告とを比較するのが許されるということになるはずだから、あらゆるタイプの過失の比較を認めることになる。しかしながら修正型では、原告の過失は被告の過失よりも大きいかな否かを重視して比較過失法理の適用の可否を決めるため、重過失、reckless、wanton、あるいはwillfulによって責任があると評価される原告は、通常の過失のある被告に対する損害賠償を請求することができなくなる可能性がある⁶⁸と指摘されている。

そして、さらに問題になるのは、原告が寄与しているのにも関わらず、原告の過失の性質によって、その寄与分につき減額を認めないことで、特に過失のある被告に全責任を負担させるべきかどうかという点である、とMutter教授は指摘する。この論点に対する肯定的な見解によると、過失のある原告の損害賠償請求が修正型によって禁止されている場合もあるこ

67 *Zavala v. Regents of Univ. of California*, 125 Cal. App.3d 646, 178 Cal. Rptr. 185, 186-87 (1981) は、被告の通常の過失と比較して、たとえwillfulと思われても、原告が自発的に泥酔したことに80%の過失がある、とした。*Starling v. Fisherman's Pier, Inc.*, 401 So.2d 1136, 1136 (Fla. Ct. App. 1981) は、意識を失った泥酔した顧客が埠頭の上で海の近くに横たわったままにしていたという重過失は、被告の過失と比較することができる、とした。

68 Mutter教授以外でこの点に言及している論文として、Note, *Instructing the Jury on Comparative Fault Issues: A Current Guide to Understanding the Nature of Comparison in Comparative Fault*, 14 Wm. Mitchell L. Rev. 807, 815 (1988) がある。なお、修正された比較過失法理を採用している州の裁判所は、原告の過失が被告の過失と同等ないしより大きいかどうかを決める際に、より悪化したものかな否かではなく、結果に寄与している過失の度合いの大きさに注目していると、Schwartz教授は指摘している。*V. Schwartz, supra note 17, §5.5, at 109.*

とに対する裏返しとして、過失のある被告にも責任を負担させるべきとする場合があっても公平性を著しく失しているとはいえない、としている。他方、実際問題として、被告の行為が特に有責性の強いものである場合、陪審は原告を支持して、被告の過失の割当を大きくするという裁判実務の傾向がある。このように行為の程度を比較することが事実認定者によってできないとされると、原告と被告のどちらかに悪質な落ち度があり、それに応じた責任を認めるべきであるという場合に大きな影響を与えるため、全責任を被告に認めるという結論に対して公平性の視点で疑問視をしている消極的な見解もある。

例えば、Lewis v. Miller事件⁶⁹は、原告である、レースによる事故の結果として死亡した運転手の遺産管理人が、他の運転手を訴えたという事例である。ペンシルベニア州の最高裁は、両運転手がアルコールを飲んだ後で、見通しの悪いカーブでのレースに同意してwanton行為に従事していたこと、そして、ペンシルベニア州での法律に基づいて、比較することはできないとする事実審判決を支持した⁷⁰。他方、wanton行為の比較を認める裁判管轄では、たとえ修正型を採用している裁判管轄であっても、原告の行為がwantonで非難性が被告の行為よりも強いと認定されないという前提で、損害賠償請求はできるとされている。また、テネシー州におけるルールによると、重過失、reckless、wanton、willful、そして故意が被告

69 374 Pa. Super. 515, 543 A.2d 590 (1988).

70 Id. at 521, 543 A.2d at 592. Popovich 判事は、別途次のように述べている。比較することができないほどに非常にひどい事例として、例えば、原告は四つの別々の罪を犯している、つまり、飲酒運転、通りでの違法な競争、スピード違反、そしてrecklessな運転である。そして原告は、これらの罪をwantonで犯した直接の結果として受け入れられるべき損害につき、金銭的な救済を求めて緩和されないほどの無謀さを有しているのである、と。Id. at 521, 543 A.2d at 593. Fleming, supra note 22, at 1479は、意図的な行為をした責任のある両当事者が道徳的に攻撃するかもしれない場合での損害賠償請求があることを認めている。

に認められる事例では、寄与過失法理による損害賠償請求の禁止を認めない、と陪審に説示されないといけないとされている⁷¹。このようなルールのあるテネシー州の事例の中には、原告に通常の寄与過失があれば、被告の重過失によって取得できる損害賠償請求額を減額することになり⁷²、結果として、悪質な過失の比較を認める比較過失法理の裁判管轄の結果と同じになるとしているものがある。さらに重過失とは、wantonと評価される可能性がある行為であり、そして意識的なrecklessを含む行為としてテネシー州は定義づけているが、故意ないし意図的な意識という境界線を跨ぐものではない、としている⁷³。このようにテネシー州は、他の過失行為

71 Tennessee Pattern Jury Instructions-Civil §3.50 at 78 (2d ed. 1988). *Edwards v. Travelers Ins. Co.*, 563 F.2d 105, 113 (6th Cir. 1977) は、故意不法行為に抗弁を認めなかった。*Stagner v. Craig*, 159 Tenn. (6 Smith) 511, 514, 19 S.W.2d 234, 234-35 (1929) は、wanton、あるいはwillfulについて抗弁を認めなかった。*Kirksey v. Overton Pub. Inc.*, 739 S.W.2d 230, 236 (Tenn. Ct. App. 1987) は、willful、wanton、あるいはrecklessの行為につき抗弁を認めなかった。*Prosser and Keeton*, supra note 9, §34, at 211-14. だが、重過失についてのテネシー州での定義では、recklessness、あるいはwillful、あるいはwantonの行為と、区別することができない、と指摘されている。*Stinson v. Daniel*, 220 Tenn. (24 McCan.) 70, 78, 414 S.W.2d 7, 10 (1967); *Stagner*, 159 Tenn. (6 Smith) at 514-17, 19 S.W.2d at 235-36; *Wade, Crawford & Ryder, Comparative Fault in Tennessee Tort Actions: Past, Present, and Future*, 41 Tenn. L. Rev. 423, 426 (1974).

72 *Cole v. Woods*, 548 S.W.2d 640, 642 (Tenn. 1977); *Fults v. Hastings*, No.87-376- II (Tenn. Ct. App. May 31, 1988); *Hood v. Waldrum*, 58 Tenn. App. 512, 521, 434 S.W.2d 94, 98 (1968); *Hemmer v. Tennessee Electric Power Co.*, 24 Tenn. App. 53, 50, 139 S.W.2d 698, 705 (1940).

73 *Stagner v. Craig*, 159 Tenn. (6 Smith) 511, 514, 19 S.W.2d 234, 235-36 (1929). テネシー州の状況はウィスコンシン州の場合とよく似ているように思える、とMutter教授はいう。*Bielski v. Schulze*事件でウィスコンシン州の最高裁は、被告の行為には重過失、wanton、あるいはrecklessがあると、賠償額の割当を陪審員はすることができる、とした。16 Wis.2d 1, 114 N.W.2d 105 (1962). 裁判所は、以前のウィスコンシン州の決定が、重過

と質的に異なっておらず、だいたい同等なものとして、悪質な行為について様々な類型を設定している⁷⁴。つまり、テネシー州の場合は、故意不法行為そのものに当たらなくても、悪質な行為の分類に該当すれば比較の対象になるとする制度を採用しているのである。

このように故意行為とは異なるが、あらゆる悪質な行為は比較過失法理の適用範囲内であり、比較の対象とすべきとする傾向に棹さすのは難しいと Mutter 教授は分析する。その理由として次の2点を指摘している。最初に、過失、重過失、reckless、wanton、willfulの間にある違いを明確にすることは、多くの事実が絡む事例ではかなり難しい、ということ⁷⁵。第二に、このように被告の行為が評価されているのに、比較の抗弁を認めないということは、損害額の減額を回避するために、原告に非難に値する過失があることを主張することができなくなってしまう、結果として、損害の公平な分担という考え方を実現することができなくなるから、としている⁷⁶。故意そのものではない限り、通常の過失を超えた落ち度がある事例

失、wanton、あるいはrecklessの間の区別をあいまいにした、とも述べている。Id. at 15, 114 N.W.2d at 112.

74 テネシー州での懲罰的損害賠償請求は、重過失、willful、ないしwanton、recklessの事実認定と同じ広がりをもっている。テネシー州の最高裁は次のように述べた。違法行為が社会的な義務を無視することを意味するのと同じように、recklessであったり、悪質な動機をもって行動したりした場合、結果に対する意識的な無関心を仮定することが同じようにできるし、意図的なミス行為があるとか、注意力を全体的に欠いている場合には、詐欺、悪意、重過失、あるいは抑圧 (oppression) が絡む事例において懲罰的損害賠償請求が認められている、と。Inland Container Corp. v. March, 529 S.W.2d 43, 45 (Tenn. 1975). Womack v. Gettelfinger, 808 F.2d 446, 451 (6th Cir. 1986), cert. denied, 484 U.S. 820 (1987) も参照。

75 Keeton, Legal Process in Comparative Negligence Cases, 17 Harv. J. on Legis. 1, 51 (1980); V. Schwartz, supra note 14, §5.3, at 105.

76 Keeton, supra note 71, at 52. もちろん原告は、裁判管轄で損害賠償請求が認められるために適用される基準を満たして、懲罰的損害賠償請求を得ようと試みる場合に、より悪質な過失を原告は主張するかもしれない。し

において比較を排除することはあまり意味をなさず、むしろ、制定法の枠組み内で事実認定者が行う過失の割当は、適正な責任分配のバランスを反映するために考慮されるべきであるとして、積極的に比較過失法理を適用して処理することを Mutter 教授は支持している。

五 むすび

このように Mutter 教授は積極的な比較過失法理の推進者であることが分かるが、比較過失法理に合理性があるとしてアメリカにおいて支持されていることは、現在比較過失を採用している州の圧倒的な数に表れていると言える⁷⁷。しかし、その圧倒的な支持を受けている反面、未だに寄与過失制度にこだわっている非常に少数の州があることや、49%ルールなどの

かし比較過失の裁判管轄では、一般的に、原告の過失に基づいて、懲罰的な損害賠償額が減額されていない。例えば、Amoco Pipeline Co. v. Montgomery, 487 F. Supp. 1268, 1273 (W.D. Okla. 1980); Bodah v. Montgomery Ward & Co., 724 P.2d 102, 104 (Colo. Ct. App. 1986); Lane v. Meserve, 20 Mass. App. 659, 664, 482 N.E.2d 530, 533 (1985); Danculovich v. Brown, 593 P.2d 187, 194 (Wyo. 1979)。最近の不法死亡訴訟においてコネチカット州の最高裁は、陪審が原告に懲罰的損害賠償請求を認めた場合に、被害者の比較過失の割合によって補償的損害賠償請求や配偶者権の喪失 (loss of consortium) に対する賠償請求は減額されるべきではない、という原告の主張を認めなかった。Champagne v. Raybestos-Manhattan, Inc., 212 Conn. 509, 510, 562 A.2d 1100, 1113-14 (1989)。Schwartz 教授は、懲罰的損害賠償請求と比較過失は別々の概念であり、別々に裁判所によって取り扱われるべきであると強調した。V. Schwartz, *supra* note 17, §5.4, at 108. Ghiardi, Comparative Negligence: Effect on Punitive Damages, 10 J. Prod. Liab. 253 (1987)。

77 拙稿「故意不法行為事例における比較過失制度について (1) —Gail D. Hollister 論文の紹介—」法政理論第51巻第1号 139頁。

比較過失法理における議論を見ると⁷⁸、寄与過失法理の背景にあった思想がいまだに残っていると言えるように思われる。それは、損害発生に寄与しているという責任が大きいと評価される者は、損害賠償責任を他人に対して追及することはできない、という正義思想であると言えるように思われる。そして、その正義思想を支えている法原理として、Clean Hands原理が機能しているとMutter教授が指摘している点は非常に興味深い。つまり、日本法で言えば、不法原因給付(民法708条)を支えている原理ということになる。故意不法行為事例において抗弁として過失相殺が主張できる場合は、一定の制約に服するべきではないかという筆者の疑問を払拭する制約原理としてClean Hands原理があるというMutter教授の指摘からは、法大系が大きく異なっている根本的な事情があるにしても、非常に意義のある示唆を得ることができると言えよう。

(完)

78 supra note 3, at 230. ここでMutter教授は、50%未満の過失がある被告よりも、原告の過失が少ない場合にしか損害賠償請求は認められていないという49%ルールと、原告の過失が50%以上でなければ原告の損害賠償請求は認められ、原告の過失が被告の過失と同等である場合には、損害賠償額の半額の請求が認められるとする50%ルールを説明しつつ、どの州においてどれを採用しているかという状況についても言及している。